

平成31年

2月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年（平成31年）2月14日（木）14：30～14：58	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆 6 小林 修 7 横田 武 8 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 14 友田 博文 [欠席委員] 計（2名） 8 久保 安治 13 辻林 孝幸 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について 報告第5号 農地法第4条の規定による許可申請承認の訂正について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成31年2月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、初めに出席者の報告を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会総会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、8番、久保委員、13番、辻林委員でございます。なお、14番、友田委員については、少しおくれて来られるということで聞いております。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の議事録記名人は、西辻、高橋両委員さん、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは1ページをお開きください。

2月委員会議事日程にしたがいまして、議案第1号から3号、報告第1号から5号の順に御審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転5件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、観音寺町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、観音寺町で、地目は、田3筆、畑2筆、面積は、合わせて2,639平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地はハウス栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から1.5キロメートル、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は各360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、耕作方法に特に変更はなく周辺の農地への影響はないとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、水稻・野菜などを栽培していることを確認し、譲渡人・譲受人に電話にて双方に意思確認をいたしました。譲渡人は譲渡すことに同意され、譲受人は作物を栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、上代町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、上代町で、地目は、田1筆、面積は、315平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.8キロメートル、車で5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に支障が及ばないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の清水推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、周囲の農地より一段低い農地であり、果樹栽培していることを確認いたしました。譲渡人・譲受人に電話にて意思確認をし、譲受人は引き続き果樹栽培する予定であります。先々では、一段低い農地に盛土をし、畑作をしたい考えであることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第1号、番号2につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号3、仏並町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、畑1筆、面積は、2,277平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から3キロメートル、軽トラックで10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、果樹栽培していることを確認し、譲渡人・譲受人に意思確認をいたしました。譲受人は引き続き果樹栽培することを確認いたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局からの説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号3につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号4、5につきましては、関連がございますので、一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、4番、5番について関連があることから一括説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、平井町、鍛冶屋町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて1,995平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.4キロメートル、1キロメートル、軽トラックで3分以内の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員、松下推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、水稻栽培していることを確認し、譲渡人、譲受人、双方に意思確認をいたしました。譲受人は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号4、5については許可することといたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認について農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、春木町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、春木町で、地目は畑2筆、面積は、合計219平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので、2種農地と判断いたします

転用目的は店舗及び自宅への進入路であります。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は以前より駐車場付店舗及び進入路として使用されており、申請地を転用したことにより周辺農地及び水路などへの影響についての苦情等は今まで出ていない。

現地立会いにより、申請者に確認したところ、以前より店舗と駐車場等に利用していましたが、相続を受けた土地で適切な転用申請がされていないことがわかり今回の申請に至ったとのこと。今後このようなことがないように法令を遵守するとのこと。調査の結果、追認許可やむを得ないと認めますとのこと。です。

なお、この件につきましては、吉川推進委員からの報告にもありましたように、昭和42年ごろから既に利用しており、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路などへの影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのこと。であります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農用経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画9件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、2、3につきましては関連しておりますので一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、1番から3番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は平井町、三林町で、地目は田4筆、面積は、合わせて5,588平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、水稻栽培後保管理されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。借り手は、水稻栽培をされる予定であります。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。議案第3号、番号1から3についてはこのとおり決定することといたします。

議案第3号、番号4、福瀬町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の丸嶋でございます。

物件は福瀬町で、地目は畑1筆、面積は、1,885平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を

し、借り手は申請地で野菜栽培をしており、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号4につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号5、仏並町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、5番について説明させていただきます。

物件は仏並町で、地目は畑1筆、面積は、3,357平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は、申請地で引き続き野菜栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号5についてはこのとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号6、7につきましては関連しておりますので一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、8ページ、6番、7番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は上代町で、地目は田5筆、面積は、合わせて2,416平方メートルでございます。



貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の清水推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。借り手は、申請地で水稻栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号6、7についてはこのとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号8、芦部町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書8ページ、8番について説明させていただきます。

物件は芦部町で、地目は田1筆、面積は、809平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意され、借り手は、申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり、問題はありませんでしたとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はありませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号8につきましては、このとおり決定するこ

といたします。

続きまして、議案第3号、番号9、坪井町の物件について事務局の説明を求めます。

議案書8ページ、9番について説明させていただきます。

物件は坪井町で、地目は畑1筆、面積は、5,772平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。現地確認を行い、次の作物の用意と保全管理されている農地であり、貸し手は貸すことに同意されております。申請どおり、問題ございませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号9につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、9ページ、報告第1号に移ります。

農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。

10ページを御参照ください。

報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について別表のとおり確認するものとする。12ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので、報告する。

14ページを御参照ください。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理したので、報告する。

16ページを御参照ください。

報告第5号 農地法第4条の規定による許可申請承認の訂正について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する、平成31年1月委員会、修正を別紙のとおり訂正す

るものとする。

18ページを御参照ください。

以上で、本日予定されました御審議いただく案件については全て終了いたしました。

閉会時間14：58

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員